

# 取扱時間・お問い合わせ

## 1 取扱時間

### 1. 郵便局

#### 窓口の営業時間

| 曜日      | 郵便                                       | 貯金                         | 保険                         |
|---------|--|----------------------------|----------------------------|
| 月曜日～金曜日 | 9:00～17:00（一部の郵便局は19:00まで）               | 9:00～16:00（一部の郵便局は18:00まで） | 9:00～16:00（一部の郵便局は18:00まで） |
| 土曜日     | 休ませていただきます（一部の郵便局は9:00～15:00、9:00～17:00） | 休ませていただきます                 | 休ませていただきます                 |
| 日曜日・休日  | 休ませていただきます（一部の郵便局は9:00～12:30）            | 休ませていただきます                 | 休ませていただきます                 |

注1：設置場所等の理由により、上記の営業時間と異なる場合があります。

注2：12月31日から1月3日までは休ませていただきます。ただし、一部の郵便局では郵便窓口を開設しています。

### 2. 郵便事業

#### ゆうゆう窓口

郵便事業の支店では、郵便局の郵便窓口の営業時間外でも「ゆうゆう窓口」を開設しています。また、全国373（平成20年3月31日現在）の支店の「ゆうゆう窓口」では、24時間、郵便物・ゆうパック等の引受け及び不在保管郵便

物等のお渡し、切手・印紙等の販売を行っています。

なお、個別の支店の取扱時間については、ゆうびんホームページ（<http://www.post.japanpost.jp/index.html>）より、ご確認ください。

### 3. ゆうちょ銀行

#### 窓口の取扱時間

| 曜日         | 取扱時間                       |
|------------|----------------------------|
| 月曜日～金曜日    | 9:00～16:00（一部の店舗では18:00まで） |
| 土曜日と日曜日・休日 | 休ませていただきます                 |

注1：12月31日から1月3日までは休ませていただきます。

注2：一部、上記の取扱時間と異なる場合があります。

## □ ATMの取扱時間

ATMの取扱時間については、設置場所ごとに個別に設定していますが、主な取扱時間のパターンは次表のとおりです。

なお、個別のATMの取扱時間については、各ATMに備え付けの案内表示又はゆうちょ銀行Webサイトの「店舗・

ATMのご案内」([http://www.jp-bank.japanpost.jp/access/access\\_index.html](http://www.jp-bank.japanpost.jp/access/access_index.html))又は、郵便局Webサイトの「郵便局をさがす」(<http://www.jp-network.japanpost.jp/storesearch/>)によりご確認ください。

| 曜日      | 直営店                             | 郵便局（銀行代理業者）                      | 出張所                              |
|---------|---------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 月曜日～金曜日 | 8：00～21：00<br>※一部の店舗は7：00～23：00 | 9：00～17：30<br>※一部の郵便局は7：00～23：00 | 9：00～19：00<br>※一部の出張所は7：00～23：00 |
| 土曜日     | 9：00～19：00<br>※一部の店舗は9：00～21：00 | 9：00～12：30<br>※一部の郵便局は9：00～21：00 | 9：00～17：00<br>※一部の出張所は9：00～21：00 |
| 日曜日・休日  | 9：00～19：00                      | 9：00～17：00<br>※一部の郵便局は9：00～19：00 | 9：00～17：00<br>※一部の出張所は9：00～19：00 |

注1：上記は主な取扱時間であり、ご利用いただける取扱時間はATMごとによって異なります。

注2：土曜日と日曜日・休日については、一部取扱いをしていないATMがあります。

注3：通常貯金及び定額・定期貯金のお預入れ、硬貨による通常貯金のお引き出し及び現金による払込みについては、月曜日から金曜日までの7：00以前及び21：00以後並びに、土曜日と日曜日・休日の9：00以前及び17：00以後はご利用いただけません。また、定額・定期貯金のお預入れについては、土曜日と日曜日・休日にはご利用いただけません。

注4：ATM・CD提携サービスについては、提携先金融機関等の取扱時間や取扱内容により、ご利用いただけない場合があります。

注5：全国16か所においては、ATMの24時間サービスを試行的に実施しています。

## 4. かんぽ生命

郵便局の保険窓口で、ご利用いただけます。

## 2 お問い合わせ

### 1. 郵便局、郵便に関するご案内・ご相談の窓口

#### □お客様サービス相談センター

郵便局の窓口サービス、郵便サービス全般に関するお客さまからの電話によるお問い合わせ等にお答えする「お客様サービス相談センター」を設置しています。

| 案内時間                  | 電話番号   |
|-----------------------|--|
| 平日 8：00～22：00         | (フリーコール) ふみにはハロー<br><b>0 1 2 0 - 2 3 - 2 8 - 8 6</b> |
| 土曜日と日曜日・休日 9：00～22：00 |  |

- ・携帯電話からご利用のお客さまはこちらの番号で受付しています。

**0570-046-666** (通話料はお客さま負担)

- ・ For those who wish to use English, please dial the following number.  
(英語での相談をご希望のお客さまはこちらの番号で受付しています。)

**0570-046-111** Communications charge must be paid by the customer. (通話料はお客さま負担)

## 2. ゆうちょ銀行に関するご案内・ご相談の窓口

### □ゆうちょコールセンター

ゆうちょ銀行の商品・サービスに関するお問い合わせやご相談を承っています。

| 受付時間             | 電話番号               |
|------------------|--------------------|
| 平日 8:30~21:00    | (フリーダイヤル) デンワでシツモン |
| 土・日・休日9:00~17:00 | <b>0120-108420</b> |

注1: 12月31日~1月3日は、9:00~17:00までとなっております。  
注2: 平成20年6月23日以降、携帯電話、PHS等からの通話が可能となりました。(通話料無料)

### □カード紛失センター

通帳(証書)やキャッシュカードの紛失・盗難届は、次の専用フリーダイヤルで受け付けています。  
また、紛失・盗難届は、お近くのゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口でも受け付けています。

| 受付時間           | 電話番号   |
|----------------|--|
| 24時間<br>(年中無休) | (フリーダイヤル) なくしたときはやくお届け<br><b>0120-794889</b> |

注: 携帯電話・PHS等からでもご利用いただけます。(通話料無料)

### □確定拠出年金コールセンター

確定拠出年金(個人型年金)のご加入のご相談や資料請求を承っています。

| 受付時間             | 電話番号  |
|------------------|---|
| 平日<br>9:00~21:00 | <b>0120-401034</b><br>携帯電話・PHS等からは <b>044-753-5835</b><br>(通話料有料) |

注: 土・日・休日、12月31日~1月3日を除きます。

### □投資信託コールセンター〈投信おしえてコール〉

コールセンター、投資信託ホームページでも投資信託のご案内をしています。

投資信託ホームページ

<http://www.jp-bank.japanpost.jp/toushin/>

| 受付時間       | 電話番号   |
|------------|--|
| 9:00~18:00 | (コールセンター) ハローハローヨイトーシン<br><b>0800-800-4104</b> |

注1: 土・日・休日、12月31日から1月3日は除きます。  
注2: 携帯電話・PHS等からでもご利用いただけます。(通話料無料)

### □ゆうちょインターネットヘルプデスク

ゆうちょダイレクト(インターネットサービス)のパソコン操作方法に関するお問い合わせを承っています。

ゆうちょダイレクト インターネットサービスご利用ガイド  
[http://www.jp-bank.japanpost.jp/direct/pc/dr\\_pc\\_index.html](http://www.jp-bank.japanpost.jp/direct/pc/dr_pc_index.html)

| 受付時間                 | 電話番号  |
|----------------------|---|
| 平日 9:00~24:00        | (フリーダイヤル)<br><b>0120-108954</b>             |
| 土・日・休日<br>9:00~22:00 | 携帯電話・PHS等からは <b>098-941-2077</b><br>(通話料有料) |

注: 1月1日~1月3日は除きます。

## □英語案内サービス

英語によるゆうちょ銀行の商品・サービスについてのお問い合わせやご相談を承っています。

For those who wish to use English, please call the following phone number.

| 受付時間          | 電話番号               |
|---------------|--------------------|
| 平日 8:30~18:00 | <b>0120-085420</b> |

注1: 土・日・休日、12月31日~1月3日は休ませていただきます。

注2: 携帯電話、PHS等からはご利用いただけません。

## □ゆうちょ相談所

第三者機関によるゆうちょ銀行の商品・サービスに関する苦情・紛争解決支援サービスを行なっています。

| 受付時間          | 電話番号                |
|---------------|---------------------|
| 平日 9:00~17:00 | <b>03-5574-9868</b> |

注: 土・日・休日、12月29日~1月3日は休ませていただきます。

## 3. かんぽ生命に関するご案内・ご相談の窓口

### □かんぽコールセンター

かんぽコールセンターでは、保険商品、保険料のご案内など一般的なご相談にお答えしています。各種保険金ご請求後のお支払状況についての確認など個別のご契約に関することなどは、受持ちのサービスセンターへお電話を転送し、サービスセンターの担当者からお答えしています。

| 受付時間           | 電話番号                                   |
|----------------|--|
| 24時間<br>(年中無休) | (フリーダイヤル) ここにきこう<br><b>0120-552950</b> |

注1: 1月1日~1月3日は除きます。

注2: かんぽコールセンターでは、保険商品、保険料のご案内など一般的なご相談にお答えしています。

## 3 インターネットによるご相談

日本郵政ホームページ (<http://www.japanpost.jp>) にアクセスいただき、「お問い合わせ」をクリック、「郵便」、「貯金」、「保険」、「郵便局」に関するご相談のうち、該当ボタンを

クリックしてお問い合わせください。

「日本郵政株式会社」に関するお問い合わせは、「こちら」をクリック、お問い合わせフォームよりご利用ください。

# 開示項目一覧

## 保険業法施行規則 第210条の10の2、銀行法施行規則 第34条の26、金融庁告示 第15号 第7条に基づく開示項目と掲載ページ

### 保険業法施行規則 第210条の10の2

|   |   |
|---|---|
| 1. 保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項   |   |
| イ 経営の組織（保険持株会社の子会社等（法第271条の25第1項 前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）の経営管理に係る体制を含む。）  | 143   |
| ロ 資本金の額及び発行済株式の総数   | 140   |
| ハ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項   |   |
| （1）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）  |   |
| （2）各株主の持株数  | 140   |
| （3）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合   |   |
| ニ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名   | 141   |
| ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称   | —   |
| 2. 保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項   |   |
| イ 保険持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成  | 34～76、143、153、159、166、174   |
| ロ 保険持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項  |   |
| （1）名称   | 144、151、  |
| （2）主たる営業所又は事業所の所在地  | 157、164、  |
| （3）資本金又は出資金の額   | 171   |
| （4）事業の内容  |   |
| （5）設立年月日  |   |
| （6）保険持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合  |   |
| （7）保険持株会社の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合  | 144   |
| 3. 保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの   |   |
| イ 直近の営業又は事業年度における事業の概況  | 18～19、124～137   |
| ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項   |   |
| （1）経常収益   |   |
| （2）経常利益又は経常損失   | 14～17   |
| （3）当期純利益又は当期純損失   |   |
| （4）純資産額   |   |
| （5）総資産額   |   |
| 4. 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項  |   |
| イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書   | 178～184   |
| ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額  |   |
| （1）破綻先債権に該当する貸付金  |   |
| （2）延滞債権に該当する貸付金   | 182   |
| （3）三カ月以上延滞債権に該当する貸付金  |   |
| （4）貸付条件緩和債権に該当する貸付金   |   |
| ハ 保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第130条 各号に掲げる額を含む。）  | 135   |
| ニ 保険持株会社及びその子法人等（令第2条の3第2項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。） | 14～17、178～180、<br>194～196、200～202、<br>205～207、210～212、<br>217～219 |
| ホ 保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨  | —   |

**銀行法施行規則 第34条の26**

|   |   |
|---|---|
| 1. 銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項   |   |
| イ 経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を含む。）   | 143   |
| ロ 資本金及び発行済株式の総数   | 140   |
| ハ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項   |   |
| （1）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）  |   |
| （2）各株主の持株数  | 140   |
| （3）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合   |   |
| ニ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名   | 141   |
| ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称   | —   |
| 2. 銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項   |   |
| イ 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成  | 34～76、143、153、159、166、174                             |
| ロ 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項  |   |
| （1）名称   | 144、151、  |
| （2）主たる営業所又は事務所の所在地  | 157、164、  |
| （3）資本金又は出資金   | 171   |
| （4）事業の内容  |   |
| （5）設立年月日  |   |
| （6）銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総投資者の議決権に占める割合  |   |
| （7）銀行持株会社の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主又は総投資者の議決権に占める割合  | 144   |
| 3. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの   |   |
| イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況  | 18～19、124～137   |
| ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項  |   |
| （1）経常収益   |   |
| （2）経常利益又は経常損失   | 14～17   |
| （3）中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失   |   |
| （4）純資産額   |   |
| （5）総資産額   |   |
| （6）連結自己資本比率   | 15、190  |
| 4. 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項   |   |
| イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書   | 178～184   |
| ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額  |   |
| （1）破綻先債権に該当する貸出金  |   |
| （2）延滞債権に該当する貸出金   | 182   |
| （3）三カ月以上延滞債権に該当する貸出金  |   |
| （4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金   |   |
| ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項   | 185～193   |
| ニ 銀行持株会社及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。） | 14～17、178～180、194～196、200～202、205～207、210～212、217～219 |
| ホ 法第52条の28第1項の規定により作成した書面（同条第2項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨   | 178   |
| ヘ 銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨  | —   |
| ト 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨  | —   |

# 開示項目一覧

## 金融庁告示 第15号 第7条

### 第2項 定性的な開示事項

|   |                     |
|---|---------------------|
| 1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項   |                     |
| イ 連結自己資本比率告示第3条又は第15条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点   | 185                 |
| ロ 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容   | 151、157、164、171、185 |
| ハ 連結自己資本比率告示第9条又は第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容  | 185                 |
| ニ 連結自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容  | 185                 |
| ホ 法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容   | 185                 |
| ヘ 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要  | 185                 |
| 2. 自己資本調達手段の概要  | 185                 |
| 3. 持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要   | 185                 |
| 4. 信用リスクに関する次に掲げる事項   |                     |
| イ リスク管理の方針及び手続の概要   | 181、185～186、190     |
| ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項  |                     |
| （1）リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）  | 186                 |
| （2）エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称   |                     |
| ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項   |                     |
| （1）使用する内部格付手法の種類  |                     |
| （2）内部格付制度の概要  |                     |
| （3）次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないとフォリオのリスク判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。） |                     |
| （i）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）   |                     |
| （ii）ソブリン向けエクスポージャー  |                     |
| （iii）金融機関等向けエクスポージャー  |                     |
| （iv）株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）  |                     |
| （v）居住用不動産向けエクスポージャー   |                     |
| （vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー   |                     |
| （vii）その他リテール向けエクスポージャー  |                     |
| 5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要   | 186                 |
| 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要   | 186                 |
| 7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項   |                     |
| イ リスク管理の方針及び手続の概要   | 186                 |
| ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称   | 186                 |
| ハ 証券化取引に関する会計方針   | 186～187             |
| ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）  | 187                 |
| 8. マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（連結自己資本比率告示第2条又は第14条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）   |                     |
| イ リスク管理の方針及び手続の概要   |                     |
| ロ マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）   |                     |
| ハ 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法   |                     |
| ニ 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明  |                     |
| ホ マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法   |                     |
| 9. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項  |                     |
| イ リスク管理の方針及び手続の概要   | 187                 |
| ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）  | 187                 |
| ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項   |                     |
| （1）当該手法の概要  |                     |
| （2）保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）  |                     |
| 10. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要   | 181、187             |
| 11. 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項  |                     |
| イ リスク管理の方針及び手続の概要   | 187                 |
| ロ 持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要  | 187                 |

### 第3項 定量的な開示事項

|  |     |
|--|-----|
| 1. 連結自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額   | 188 |
| 2. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項  |     |
| イ 連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額   |     |
| (1) 資本金及び資本剰余金   |     |
| (2) 利益剰余金  |     |
| (3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額  |     |
| (4) 連結自己資本比率告示第5条第2項又は第17条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合  | 188 |
| (5) 基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの   |     |
| (6) 連結自己資本比率告示第5条第1項第1号から第4号まで又は第17条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額  |     |
| (7) 連結自己資本比率告示第5条第1項第5号又は第17条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額  |     |
| (8) 連結自己資本比率告示第5条第7項又は第17条第3項の規定により基本的項目から控除した額  |     |
| ロ 連結自己資本比率告示第6条又は第18条に定める補完的項目の額及び連結自己資本比率告示第7条又は第19条に定める準補完的項目の額の合計額  | 188 |
| ハ 連結自己資本比率告示第8条又は第20条に定める控除項目の額  | 188 |
| ニ 連結における自己資本の額   | 188 |
| 3. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項   |     |
| イ 信用リスクに対する所要自己資本の額(ロ及びハの額を除く。)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額  | 189 |
| (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳   | 189 |
| (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。) |     |
| (i) 事業法人向けエクスポージャー   |     |
| (ii) ソブリン向けエクスポージャー  |     |
| (iii) 金融機関等向けエクスポージャー  |     |
| (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー  |     |
| (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー  |     |
| (vi) その他リテール向けエクスポージャー   |     |
| (3) 証券化エクスポージャー  |     |
| ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額   |     |
| (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳   |     |
| (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー  |     |
| (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー  |     |
| (2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー  |     |
| ハ 信用リスク・アセットのみなし計算(連結自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条において同じ。)が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額   |     |
| ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額  |     |
| (1) 標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する。)  |     |
| (2) 内部モデル方式  |     |
| ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額   |     |
| (1) 基礎的手法  | 190 |
| (2) 粗利益配分手法  |     |
| (3) 先進的計測手法  |     |
| ヘ 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率(連結自己資本比率告示第2条(海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社にあつては連結自己資本比率告示第14条)の算式の分母の額に対する連結における基本的項目の額の割合をいう。第9条第2号において同じ。)   | 190 |
| ト 連結総所要自己資本額(連結自己資本比率告示第2条(海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社にあつては連結自己資本比率告示第14条)の算式の分母の額に8パーセント(海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社にあつては4パーセント)を乗じた額をいう。第9条第5号において同じ。)   | 190 |



# 開示項目一覧

|   |     |
|---|-----|
| 4. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項  |     |
| イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳   | —   |
| ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳  |     |
| (1) 地域別   | 190 |
| (2) 業種別又は取引相手の別   |     |
| (3) 残存期間別   |     |
| ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳   | 191 |
| (1) 地域別   |     |
| (2) 業種別又は取引相手の別   |     |
| ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）  | 191 |
| (1) 地域別   |     |
| (2) 業種別又は取引相手の別   |     |
| ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額   | 191 |
| ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに連結自己資本比率告示第8条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。）又は第20条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額 | 192 |
| ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高   | —   |
| チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）   |     |
| (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）        | —   |
| (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高  | —   |
| (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項   |     |
| (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値  | —   |
| (ii) 適切な数々のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析  | —   |
| リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析  | —   |
| ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比  | —   |
| 5. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項   |     |
| イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）  | 192 |
| (1) 適格金融資産担保  | 192 |
| (2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）  | —   |
| ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）                 | 192 |

|  |     |
|--|-----|
| 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項  |     |
| イ 与信相当額の算出に用いる方式   | 192 |
| ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額   | 192 |
| ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）   | 192 |
| ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）   | —   |
| ホ 担保の種類別の額   | —   |
| ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額  | —   |
| ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額   | —   |
| チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額  | —   |
| 7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項  |     |
| イ 持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項  |     |
| (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）                      | —   |
| (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。） | —   |
| (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  | —   |
| (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  | —   |
| (5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳   | —   |
| (6) 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳   | —   |
| (7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）  |     |
| (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額   | —   |
| (ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額   | —   |
| (iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額  | —   |
| (8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）  | —   |
| (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳   | —   |
| (10) 連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額   | —   |
| ロ 持株会社グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項  |     |
| (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  | —   |
| (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  | —   |
| (3) 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳   | 193 |
| (4) 連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額  | —   |
| 8. マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する持株会社グループに限る。）  |     |
| イ 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値   | 193 |
| ロ バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明  | —   |
| 9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項   |     |
| イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額  |     |
| (1) 上場株式等エクスポージャー  | —   |
| (2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー  | —   |
| ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額   | —   |
| ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額   | 193 |
| ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額  | —   |
| ホ 海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社については、連結自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額  | —   |
| ヘ 連結自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額  | —   |
| 10. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額   | 193 |
| 11. 銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額   | 193 |

**日本郵政グループ ディスクロージャー誌 2008**

平成20年7月

日本郵政株式会社 経営企画部門  
コーポレート・コミュニケーション部  
〒100-8798  
東京都千代田区霞が関一丁目3番2号  
TEL. (03) 3504-4411 (代表)  
URL : <http://www.japanpost.jp/>

# 日本郵政グループ Webサイトのご案内



<http://www.japanpost.jp/>

 **日本郵政**  
HOLDINGS



<http://www.jp-network.japanpost.jp/>

 **郵便局**  
NETWORK



<http://www.post.japanpost.jp/>

 **日本郵便**  
POST



<http://www.jp-bank.japanpost.jp/>

 **ゆうちょ銀行**  
BANK



<http://www.jp-life.japanpost.jp/>

 **かんぽ生命**  
INSURANCE



<http://www.japanpost.jp/financial/index02.html>

**決算公告**

